

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日時 〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から〇時まで
 2 場所 福岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（〇〇会館第〇会議室）
 3 出席者数 10名（うち書面表決者1名、表決委任者1名）
 4 審議事項

- (1) 議長選任の件
 (2) 議事録署名人に関する件
 (3) 設立趣旨に関する件
 (4) 法第2条及び第12条に係る確認の件
 (5) 定款に関する件
 (6) 入会金、会費に関する件
 (7) 財産に関する件
 (8) 設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について
 (9) 役員及び報酬に関する件
 (10) 設立代表者の選任について

あらかじめ書面で賛否を表明している者

あらかじめ委任状を提出している者

「10 - 1 - 1 = 8」
 本人出席者は8人と
 いうことになります。

コピーを提出し、
 原本は団体で保管し
 てください。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長に△△△△氏が満場一致で選出された。
 (2) 議長より、議事録署名人に××××氏、****氏を選任したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
 (3) 設立趣旨に関する件
 ◎◎◎◎氏より、別紙の設立趣旨により特定非営利活動法人を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
 (4) 法第2条及び第12条に係る確認の件
 当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することについて、全会一致で確認された。
 (5) 定款に関する件
 ◎◎◎◎氏より、別紙定款案が提出され、審議の結果、全会一致で可決された。

定款附則のとおりに記載しましょう。

- (6) 入会金、会費に関する件
 ◎◎◎◎氏より設立当初の入会金及び会費を、正会員（個人）入会金・・・円、年会費・・・円、正会員（団体）入会金・・・円、年会費・・・円、賛助会員（個人）入会金・・・円、年会費・・・円、賛助会員（団体）入会金1口・・・円（1口以上）、年会費1口・・・円（1口以上）とする旨提案があり、全会一致で可決された。

財産がない場合も0で作成します。

- (7) 財産に関する件
 ◎◎◎◎氏より、財産目録案が提出され、審議の結果、全会一致で可決された。
 (8) 設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について
 ◎◎◎◎氏より、設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。

定款附則と矛盾しないように注意しましょう。

- (9) 役員及び報酬に関する件
 ◎◎◎◎氏より役員を選出について提案があり、審議の結果、理事に福岡太郎氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が選出された。また、理事のうち理事長に福岡太郎氏、副理事長に〇〇〇〇氏とすることについても可決さ

れ、併せて、役員報酬については設立当初の役員からは福岡太郎氏を報酬を受ける役員とする旨全員異議なく可決された。

役員報酬を支払う場合は活動予算書の管理費欄に計上します。

報酬がないときは下線部を「報酬を受ける役員はいない」に変更します。

(10) 設立代表者の選任について

議長より、設立代表者について諮ったところ、福岡太郎氏を選任することが全会一致で可決された。なお、定款その他の書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正を設立代表者に一任することについて諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

○年○月○日

議長 △△△△
議事録署名人 ××××
同 ＊＊＊＊

本人による自署の場合は、押印は省略しても構いません。

(留意事項)

- 1 設立総会とは、「法人の設立（法人格の取得）について意思決定を行う総会」のことを指し、一般的には社員となる予定の者が集まって開催します。
- 2 審議事項「(4)入会金、会費に関する件」については、設立当初の額を定款に記載している場合は、定款の一部として審議事項「(5)定款に関する件」の中で一括して議決することも考えられますので、別途新たな審議事項としての記載を省略することも可能です。
- 3 上記2と同様に、審議事項「(9)役員及び報酬に関する件」については、設立当初の役員の役職及び氏名は必ず定款に記載しなければならないので、定款の一部として審議事項「(5)定款に関する件」の中で一括して議決することも考えられます。この場合、別途新たな審議事項としての記載を省略することもできますが、役員報酬の有無については定款に記載されていないため、別途議決しておく必要があります。
- 4 審議事項「(7)財産に関する件」について、財産目録は設立認証申請書類ではないので、必ずしも認証申請時までには作成しておかなければならないものではありませんが、法人成立後、事務所に備え置くとともに、所轄庁に対して「設立登記完了届出書」を提出する際に添付が必要です。
- 5 (10)設立代表者は、設立を意図している者を代表して確認書や設立趣旨書への署名を行う者で、通常「設立代表者」が「申請者」となります。設立後の代表者（理事長等）と異なる者を選任することも可能です。
- 6 役員報酬を定めた場合、会費の徴収を定めた場合は、活動計算書に反映させる必要があります。